

# 船橋市空家等対策計画中間見直し（案）について

## 1 政策案等の名称

船橋市空家等対策計画（令和3年度～令和12年度）中間見直し（案）

## 2 中間見直しの趣旨

本計画は、計画策定から5年を目安に、各種施策の実施による効果や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを図るものとしており、これまでの施策の実施状況の振り返りや、令和5年に施行された改正空家法による空家等対策の強化などを踏まえ、中間見直しを行います。

見直しにあたっては、市民等の意見を広く募集するため、パブリック・コメントを実施します。

## 3 パブリック・コメントの実施期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月14日（水）まで（必着）

## 4 パブリック・コメントの閲覧場所

- ・市民安全推進課（市役所本庁舎分室（県合同庁舎）3階）
- ・行政資料室（市役所本庁舎11階）
- ・船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）
- ・各出張所、連絡所、公民館（中央・塚田・習志野台公民館を除く）、図書館
- ・市ホームページ

## 5 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に通勤または通学されている方
- ・この案に利害関係を有する方（市内で事業を営む方など）

## 6 意見の提出方法

### （1）スマート申請を利用する場合

以下のURLまたは二次元コードからアクセスし、ご回答ください。

#### 【URL】

<https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/surveys-alias/r7akiyakeikaku>

#### 【二次元コード】



## (2) 郵送、FAX、電子メール、直接持参のいずれかによる場合

次の5点を御記入の上、郵送、FAX、電子メール、直接持参にて、下記の提出先まで御提出ください。

- ①住所（市外の方は、「市内に通勤・通学」または「この計画（案）に関し、利害関係を有する方」のどちらに当たるかを御記入ください。）
- ②氏名（法人その他団体にあっては、名称及び代表者氏名）
- ③電話番号
- ④案の名称（船橋市空家等対策計画（令和3年度～令和12年度）中間見直し）
- ⑤案に対する御意見

※様式は問いませんが、「意見提出様式」を御利用いただくこともできます。「意見提出様式」は、4の資料が閲覧できる場所にあります。

※御記入いただいた住所・氏名等の個人情報は、意見の内容に不明点があった場合の連絡確認のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

※匿名や電話での受付はしておりませんので、御了承ください。

※意見書等結果の公表の際には、御意見の内容以外（住所、氏名等）は公表いたしません。また、公表に際し、記載内容を調整する場合があります。

## 7 留意事項

- ・いただいた御意見は、最終的な決定案を策定する際の参考とさせていただきます。
- ・いただいた御意見は、内容ごとに整理・分類した上で、御意見に対する市の考え方とともに、後日、市ホームページ上で公表いたします。
- ・この手続きは、案に対する具体的な御意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。
- ・個々の御意見に対して、直接・個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

## 8 策定までのスケジュール（予定）

令和7年12月15日	パブリック・コメント開始
令和8年 1月14日	パブリック・コメント終了
令和8年 1月下旬	パブリック・コメントに対する回答公表
令和8年 1月～2月	令和7年度第3回船橋市空家等対策協議会開催
令和8年 3月	船橋市空家等対策計画中間見直し策定

## 9 提出先・お問合せ先

船橋市 市民生活部 市民安全推進課 空家対策係

（提出先）郵 送：〒273-0011

千葉県船橋市湊町2丁目10番18号

県合同庁舎3階 船橋市 市民安全推進課

F A X：047-436-2299

MAIL：shian@city.funabashi.lg.jp

（お問合せ先）電話：047-436-3113